

農業所得収支作成会

開催します

農業所得は全ての方が収支計算（収入から経費を差し引く方式）で申告することが必要です。JAの申告支援システムや昨年の申告の際の収支内訳書などを参考に、ご自分で収支内訳書を作成して確定申告や住民税申告の際に提出をお願いします。

ご自分で農業所得の収支内訳書を作成することが困難な方は、次のとおり作成会を開催しますので、該当する日においでください。
その際、JAの申告支援システムや農協の通帳など、農業所得の計算に参考となる資料を必ずご持参ください。

農業所得収支作成会

日程・会場

		両津地区	相川地区	国中地区	南部地区
1月	20日 水	佐渡島開発 総合センター 2階 会議室 ※1月20日～22 日は、小作料申告 と調査表の提出 の方のみの受付 とします。	相川支所 2階 第1応接室	市役所本庁 会議室棟 第2会議室	赤泊行政サービスセン ター 2階 第1会議室
	21日 木				
	22日 金				
	25日 月				
	26日 火				
	27日 水				
	28日 木				
29日 金	自然休養村 管理センター	小木地区公民館 1階 第2会議室			
2月			1日 月	羽茂支所 3階 第2会議室	
			2日 火		
			3日 水		
			4日 木		海府連絡所
	5日 金	岩首連絡所			

※会場はかなりの混雑が予想されますので、ご自分で作成できる方はなるべくご遠慮ください。

対象 ご自分で農業所得の収支内訳書を作成することが困難な方
受付時間 午前9時～正午／午後1時～4時
※正午～午後1時は受付しません。

持参するもの

- 農業収入額等のわかるもの（農協通帳、補助金の内訳書など）
※通帳は平成21年12月31日まで記帳してお持ちください。
- 経費の明細がわかるもの（農薬、肥料等の領収書など）
- 農業機械等の取得費、取得日がわかるもの（販売証明書、領収書など）
- 電卓、筆記用具、印鑑など
- JA申告支援システムの打ち出し（封筒に入っていたものすべてお持ちください）

お問い合わせ 市役所税務課（市民税係） ☎63-5110



小型特殊自動車（トラクターなどの） ナンバー登録をお忘れなく

軽自動車の取得や廃車、譲渡などをした場合は申告が必要ですが、車検制度の無い小型特殊自動車（トラクターなど）については特に申告を忘れがちです。

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課される市税で、**道路を走行するしないにかかわらず申告してください。**

小型特殊自動車を取得したり、申告内容に変更が生じた場合は15日以内に、廃車、譲渡した場合は30日以内に、印鑑と型式番号の控えなどを持参のうえ、市役所税務課または各支所・各行政サービスセンター税務担当窓口へ申告してください。
お問い合わせ 市役所税務課（市民税係） ☎63-5110

車種		税率(年額)
小型特殊自動車	農耕作業用 最高速度が時速35km未満のもので農耕トラクター、コンバイン、乗用田植機、農業用薬剤散布車など	1,600円
	その他 最高速度が時速15km以下のフォークリフトなど	4,700円

個人住民税の住宅ローン控除は 市への申告不要です

今回の申告から、住宅ローン控除を受ける方は、確定申告や年末調整の手続きだけで、市への申告は不要となりました。

具体的には、確定申告の添付資料の見直しや給与支払報告書などの改正により、住宅ローン控除額を算出するために必要な情報を市が把握できるようにし、控除を行うこととしました。

なお、税源移譲の経過措置としての住宅ローン控除（平成11年から平成18年までの間に入居した方）を受けていた方についても、同様に市（個人住民税）への申告は不要となりました。